

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）
の概要

1. 改正の背景

- 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。
- これを踏まえ、今般、経済産業省・環境省関係省令の様式等で、国民や事業者等に対して押印を求めている手続の押印の廃止のため、関連省令について所要の規定の整備を行う。
 - ※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

2. 改正の概要

- 経済産業省・環境省所管法令中別添の改正対象法令欄に記載した法令のうち、改正対象条項欄に記載された条項について、押印を求める規定を削除するとともに、当該規定の削除に伴う所要の規定の整備を行う。
- 改正省令の施行の際、施行後においても、当分の間は旧別紙様式を取り繕い使用できるよう、経過措置を設ける。

3. 今後の予定

令和2年中に改正省令を公布・施行の予定。

(別添)

改正対象法令	法令番号	改正対象条項
工業用水法施行規則	昭和 32 年通商産業省令第 22 号	様式第 1、様式第 4、様式第 6 及び様式第 9 から様式第 13 ま で
使用済自動車の再資源化等 に関する法律施行規則	平成 14 年経済産業省・環境省 令第 7 号	様式第一、様式第二、様式第三、 様式第四、様式第五、様式第七、 様式第八、様式第十及び様式第 十一
割当量口座簿の運営等に関す る省令	平成 19 年経済産業省・環境省 令第 1 号	第 3 条第 3 項、第 4 条第 3 項、 第 5 条第 2 項第 1 号、第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項、第 10 条 第 2 項、第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 14 条第 3 項及び 様式第一から様式九まで
フロン類の使用の合理化及び 管理の適正化に関する法律施 行規則	平成 26 年経済産業省・環境省 令第 7 号	様式第 1 から様式第 10 まで